

愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調達要項

(平成28年2月3日 第2回宿泊衛生専門委員会決定)

1 目的

この要項は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市宿泊基本計画に基づき、愛顔つなぐえひめ国体（以下「えひめ国体」という。）に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 対象及び取扱期間

- (1) 弁当の提供は、選手・監督、競技会係員、視察員及び報道員（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望する者並びに大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当取扱期間は、選手・監督等については、えひめ国体開催期間、役員等については、えひめ国体業務に従事する期間とする。

5 弁当調整施設の指定及び取り消し

- (1) 弁当調製業者については、愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調製施設選考基準に適合した弁当調製施設から実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調製施設指定取消書（様式第2号）を交付し、その指定を取消することができる。

ア 食品衛生関係法令に基づく改善命令及び指導に対し従わないとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若し

- くは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
- エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当の引き換え

弁当引換所を競技会場内に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行なう。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達については、この要項を準用する。

附 則

この要項は、平成28年2月3日から施行する。

(様式第1号)

^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調製施設指定書

年 月 日

様

^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会長

^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体における弁当調製施設について、^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調達要項第5（1）の規定により、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	^{えがお} 愛顔つなぐえひめ国体
適用期間	^{えがお} 愛顔つなぐえひめ国体開催期間（準備期間を含む。）

(様式第2号)

^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調製施設指定取消書

年 月 日

様

^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会長

^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調製施設の指定を、下記事由により取り消します。

記

指定取消事由	^{えがお} 愛顔つなぐえひめ国体伊予市弁当調達要項第5(3)の規定に該当するため。
--------	--